

創業に関する優遇措置一覧

優遇措置の内容	対象者	問合せ先
<p>会社（株式会社または合同会社）設立時の登記にかかる登録免許税の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の 0.7%→0.35% 例：株式会社の最低税額 15万円→7.5万円 例：合同会社の最低税額 6万円→3万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方で、練馬区内で会社を設立する予定の方（既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外） 	<p>東京法務局 練馬出張所</p> <p>電話：03-5971-3681 備考：証明書原本が必要</p>
<p>創業関連保証の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を営んでいない個人の方 ・ 新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京信用保証協会 池袋支店</p> <p>電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>日本政策金融公庫「新規開業資金」の貸付利率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方で、練馬区内で創業する予定の方 	<p>日本政策金融公庫 池袋支店</p> <p>電話：03-3983-2131 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>東京都「創業融資」の創業支援特例の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資利率を 0.4%優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を営んでいない個人の方 ・ 新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京都産業労働局 金融部金融課</p> <p>電話：03-5320-4877 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>練馬区産業融資あっせん制度「創業支援特別貸付」の申込要件に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担金利 0.2%で上限 500 万円の融資のあっせんを受けることが可能 ・ 信用保証料の 2 分の 1 を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これから事業を始める方、または開業後 1 年未満の方 ・ 区内に主たる事業所を開設すること。かつ、法人の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること 	<p>練馬区経済課融資係 (ネリサポ施設内)</p> <p>電話：03-5984-2673 備考：証明書(写し)が必要</p>

※その他、国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の申請要件に該当します。

創業支援制度全般のご紹介・ご案内をご希望の方はネリサポの窓口相談（無料）をご利用ください。

練馬ビジネスサポートセンター（ネリサポ） 電話：03-6757-2020